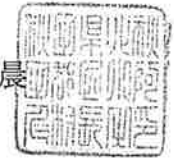


上 収 第 5897 号
平 成 21 年 12 月 4 日

北秋田市脇神字佐助岱27番地2
大館北秋田森林組合
代表理事組合長 大 越 勝 男 様

上小阿仁村長 小 林 宏 農



森林施業計画（変更）認定通知書

平成21年12月2日 付けで認定請求のあった森林施業計画について、認定番号 上森計19-4変1-21
により認定したので通知します。

記

1. 森林所有者の氏名 大館北秋田森林組合
代表理事組合長 大 越 勝 男
2. 森林所有者の住所 北秋田市脇神字佐助岱27番地2
3. 森林施業計画の計画期間 (平成19年10月10日 ~ 平成24年10月9日)

森林施業計画（変更）認定書

整理番号 21

認定番号 上森計19-4変1-21

平成 21 年 12 月 4 日

（申請者）
北秋田市脇神字佐助岱27番地2
大館北秋田森林組合
代表理事組合長 大 越 勝 男 様

上小阿仁村長 小 林 宏 農



森林法第11条第1項（同法第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成21年12月2日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

森林施業計画変更認定請求書

平成21年12月2日

上小阿仁村長 小林 宏農 様

認定請求者

住所 北秋田市脇神字佐助岱 27 番地 2

大館北秋田森林組合

氏名 代表理事組合長 大越 勝男

別紙の変更後の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第12条第1項(第12条第2項)の規定による認定の請求をします。

記

1. 森林施業計画の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林区域内に存する森林のうち皆伐による伐採をする森林の区域(風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては、主伐として伐採をする森林の区域)を表示した図面
2. 森林施業計画の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合にあっては、その者が権限に基づき当該森林の立木竹の使用又は収益をする者であることを証する書面
3. 変更の理由

※仏社地区

変更の理由書

変更の理由

新たな森林の追加及び施業計画の変更のため

変更部分(追加した森林)

林小班	所在場所	面積	人・天別	樹種	林齢	備考
17林班15小班	上小阿仁村仏社字国見沢156内	0.87	人	スギ	55	林齢はH21.4.1時点
17林班16小班	上小阿仁村仏社字国見沢156内	2.02	人	スギ	46	林齢はH21.4.1時点
合 計		2.89				

17林班15小班 間伐計画の追加 21年度 間伐 0.87 ha

17林班16小班 間伐計画の追加 21年度 間伐 2.02 ha

森林施業計画書(変更)

自 平成 19年10月10日
至 平成 24年10月 9日

変更後の森林施業計画に従って施業を開始する日
平成 21年12月14日

森林施業計画指導表(基準算定表)

1. 市町村森林整備計画において「植栽によらなければ的確な更新が図れる森林」に指定されている森林において
 (適) 否)
 (適) 否)
 (適) 否)
- ①植栽時期：当該伐採が終了した日を含む伐採年度の初日から起算して2年以内に計画されていること
 ②植栽本数： $N = N \times P \times r$
 N = 市町村森林整備計画において定められている樹種別、仕立て方法別の標準的な植栽本数
 r = 伐採材積割合
2. 適正な林齢で主伐が計画されていること
 (適) 否)

区分	項目	判定
水	土保全	(適) 否)
	林業	(適) 否)
	森林	(適) 否)
	資源	(適) 否)
	循環利用	(適) 否)

3. 適正な林齢で伐採が計画されていること

区分	項目	判定
水	土保全	(適) 否)
	森林と人との共生林 (特定広葉樹育成施業森林を除く)	(適) 否)
特に森林の形状を維持すべき森林		

4. 伐採立木材積

項目	水土保全	森林と人との共生林 (特定広葉樹育成施業森林を除く)	資源の循環利用
年間成長量	541.00		35.00
計画始期の立木材積	16993.00		
の面積平均H	13715.77		
維持すべき立木材積(標準伐期+10に達した場合の立木材積の1/2) V_n			
標準伐期後の面積平均H	52.50		
面積平均H	3517.12		
伐採目標材積(上限)	$(Z+\theta) \times 5 \times \theta = (V_w - V_n) / H_1$		
(下限)			
伐採計画量 (主伐)	0.00		
(間伐対象森林)	0.00		
(間伐対象森林以外)	1394.00		
伐採計画量合計	1394.00		
判定	適	適	適

5. 間伐対象森林の伐採計画

項目	水土保全	森林と人との共生林 (特定広葉樹育成施業森林を除く)	資源の循環利用
間伐対象森林の面積-伐採計画面積	0.00		0.00
間伐対象森林の立木材積	0.00		0.00
間伐伐採目標 (上限)	0.00		0.00
(下限)	0.00		0.00
計画量	0.00		0.00
判定	適	適	適

伐採目標材積
水土保全
○上限
① $Q1 < q1$ のとき $Q1 = q1$
森林と人との共生林
○上限
① $Q1 < q1$ のとき $Q1 = q1$
資源の循環利用
○上限
[Z, Yのうち大きいもの] = α
○下限
[Z, Yのうち小さいもの] = β
例外規定
○上限
① $Q1 < q1$ のとき $Q1 = q1$
② $Q1 < 1, 300$ かつ $Q1 < 1, 300$ のとき
○下限
① $Q2 < 170$ のとき $Q2 = 0$

6. 広葉樹、天然林の維持拡大

項 目	森林と人との共生林 (要転換森林)
転換を完了すべき目標年度が同一の要転換森林面積 始期から当該目標年度までの年数 計画始期内に標準伐期齢に達しない森林 面積が 0.3ha 以下 転換森林面積 (上限) 計画量	$\frac{F}{T}$ $e1$ $e2$ $t1$ $F/T \times 5$
判 定	適 否

(林小班毎の審査項目)

複層林施業森林

林小班	計画始期の立木材積 VW2	上層木と同一樹種の単層林が標 準伐期齢+10に達したときの 立木材積の1/2 Vn2	伐採計画量 Q1	判定 次の用件を満たすこと $Q1 \leq VW2 - Vn2$
-----	------------------	--------------------------------------------------	-------------	-----------------------------------------

(林小班毎の審査項目)

特定広葉樹育成施業森林

林小班	計画始期の特定広葉樹の立木材積VW3	標準伐期齡に達したときの特定広葉樹単層林の立木材積Vn3	伐採計画量Q1	判定 次の要件を満たすこと Q1 ≤ Vw3 - Vn3
-----	--------------------	------------------------------	---------	------------------------------------

(秋田県)

森林の現況並びに伐採・造林・保育の計画(属地)

班番 警備番号 704

年 月 日 作成

頁

市町村	林小班	森林の所在		森林の現況										伐採計画			造林計画			保育計画																			
		所有者名	森林所有者	面積(ha)	林道別	樹種	林齢	疎密度	樹高	蓄積(%)	成長量	伐採方針	伐採位置	森林の種別	森林の種別	森林の種別	面積(ha)	材積(%)	年度	面積(%)	年度	面積(%)	年度	面積(%)	年度	面積(%)	年度	面積(%)	年度	面積(%)									
10	014	036	001	会社	国見沢	14	0.53	I:S	A*	30:06	10	15.9	103	6:1	5:85	14	2	1	2	3	1	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
10	014	039	001	会社	国見沢	23	1.41	I:S	A*	39:08	10	19	384	12:1	5:85	14	2	1	2	3	1	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
10	015	001	001	会社	国見沢	23	1.55	I:S	A*	39:08	10	19	422	13:1	5:85	14	1	1	1	3	1	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
10	015	036	001	会社	国見沢	33-1	2.53	I:N	A*	25:05	10	13.8	390	34:1	5:02:85	02	1	1	1	3	1	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
10	015	005	001	会社	国見沢	108-1	0.90	I:S	A*	39:06	10	19	282	8:1	4	14	1	1	2	3	3	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
10	015	031	001	会社	国見沢	104-17	2.70	I:S	A*	39:08	10	19	845	25:1	2:85	14	1	1	2	3	1	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
10	015	032	001	会社	国見沢	128-2	0.20	I:S	A*	29:06	10	15.4	43	2:1	2:01	14	1	1	2	3	3	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
10	015	033	001	会社	国見沢	128-2	13.54	I:S	A*	39:06	10	19	4238	127:1	4:01	14	1	1	2	3	3	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24